

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和23年3月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月10日から同年4月1日まで

昭和23年3月10日にA事業所に入社した。一緒に入社した同僚は厚生年金保険被保険者資格を同日に取得しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所から提出された申立人に係る在籍証明書により、申立人は、昭和23年3月10日に同事業所に入社し、申立期間において同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人が同じ学校を卒業し、一緒に入社したとする同僚二人は、昭和23年3月10日にA事業所に入社しており、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる上、同年4月1日に同事業所に入社した別の同僚は、「学校を卒業して入社した三人は、私たちが入社するより先に各部署に配属されて研修を受けていたことを記憶している。」と述べている。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和23年4月のA事業所に係る社会保険事務所の記録から、300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は確認できる関連資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業
主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に対し
て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無い
ことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年10月31日に船員保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年4月から同年9月までの標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月1日から20年1月29日まで
② 昭和20年4月1日から同年11月3日まで

A事業所のB丸に昭和19年4月1日から乗船し20年11月3日に下船するまで継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、船員保険の被保険者記録が同年1月29日から同年4月1日までとなっているので、同期間の前後の申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA事業所B丸の船員保険被保険者名簿（以下、「元名簿」という。）によると、申立人は、昭和20年1月29日に被保険者資格を取得し、同年4月1日に同資格を喪失していることが確認できるものの、同年4月以降に元名簿を新たに更新されたA事業所の船員保険被保険者名簿（以下、「第1回更新名簿」という。）及び21年4月以降に更新された同事業所の同名簿（以下、「第2回更新名簿」という。）には申立人に係る記録は無い。

しかしながら、申立人は、「昭和20年正月に郷里に帰り、その後、B丸に甲板員として乗船した。終戦はC沖で迎え、Dに行き1か月くらい滞在、引揚者を積んでE港に上陸し40日くらいいた。その時に台風に遭って船が座礁した。昭和20年11月3日に同郷で一緒に乗船していた同僚と郷里に帰った。」

と具体的に供述しており、申立人と同郷で同じ船舶に乗船していた同僚は、「申立人は私より先にB丸に甲板員として乗船していた。業務は違っていたが、最後まで一緒にいた。」と証言している上、社会保険事務所が保管する元名簿、第1回更新名簿及び第2回更新名簿によると、申立人と一緒にB丸に乗船していたとする上記同僚は、同船舶において、昭和20年2月2日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年10月31日に同資格を喪失していることが確認できることから、申立人は、同年4月1日から同年10月30日まで同船舶に乗船していたと推認できる。

また、元名簿において、申立人と同様に昭和20年4月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる他の同僚は、「資格喪失とされている後も、B丸に乗船していた。」と証言している。

なお、社会保険事務所では、申立期間当時の記録管理の状況に関する原因について不明であるとしているものの、元名簿から第1回更新名簿に、また、第1回更新名簿から第2回更新名簿に書き換える際に記録漏れとなった可能性が否定できないものと考えられる。

以上を踏まえると、申立人は、申立期間②のうち、昭和20年4月1日から同年10月30日まで継続してA事業所所有のB丸に乗船し、事業主により船員保険料が控除されていたことが認められ、事業主は、申立人が同年10月31日に船員保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を行ったものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条に基づき、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、申立人は、「乗船待ちで「F会」や「G訓練所」に出向いていた。昭和20年正月に一度郷里に帰り、その後甲板員として乗船した。」と述べており、B丸に乗船したのは昭和20年1月以降と考えられる上、このほか、申立人の同期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、事業主が社会保険事務所に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成13年5月から同年9月までの期間は17万円、同年10月から14年8月までの期間は18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年5月8日から14年9月30日まで
② 平成14年9月30日から18年8月21日まで

平成13年5月8日から18年8月21日までA事業所に勤務していた。

申立期間①については、標準報酬月額がさかのぼって低い額に訂正されている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②については、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された申立期間当時の給与明細書により、申立人は、平成13年5月から同年9月までの期間は17万円、同年10月から14年8月までの期間は18万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人のA事業所における申立期間の標準報酬月額は、平成13年5月から同年9月までの期間は17万円、同年10月から14年8月までの期間は18万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成14年9月30日）の後の同年10月16日に、13年5月8日にさかのぼって10万4,000円に減額訂正されたことが確認できる。

さらに、申立期間当時のA事業所の商業登記簿謄本から、申立人が役員でなかったことが確認でき、申立期間当時の役員は、「申立人は、営業の仕事をしていて」と述べている上、当時、申立人が雇用保険に加入していたことが確認できることから、申立人は従業員であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡及して記録の訂

正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成13年5月から同年9月までの期間は17万円、同年10月から14年8月までの期間は18万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間②については、申立人がA事業所に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与明細書から確認できる。

しかしながら、A事業所は、申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人から提出された当該期間の給与明細書において、厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から54年9月までの期間及び58年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から54年9月まで
② 昭和58年4月から同年10月まで

昭和50年8月に会社を退職した時、夫婦二人で市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。

その後、私は納付には関与していないが、元妻から、「私の仕事場で、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。」と聞いた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿によると、国民年金保険料を納付したとする申立人の元妻の国民年金手帳記号番号は、昭和55年1月に払い出されていることが確認でき、申立人及び元妻は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認されるが、この時点において、申立期間の一部(昭和50年8月から52年12月まで)は時効により国民年金保険料が納付できない。

また、申立人が居住する市が保管する申立人及び元妻に係る国民年金被保険者諸記録表、国民年金被保険者検認記録表及び国民年金被保険者索引カードによると、申立人及び元妻は、申立期間当時、集金人による集金対象者ではなく自主納付者であったことが確認でき、元妻の仕事場に集金人が来ていたとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間については、申立人の元妻も国民年金保険料は未納又は免除となっている上、申立期間以外にも複数の未納期間が存在している。

加えて、申立人及び元妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年8月から55年3月まで
元夫が会社を退職した昭和50年8月に、夫婦二人で市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。
国民年金保険料は、少なくとも数回は仕事場で集金人に支払い、残りは自宅で納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年1月に払い出されていることが確認でき、申立人及び元夫は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認されるが、この時点において、申立期間の一部(昭和50年8月から52年12月まで)は時効により国民年金保険料が納付できない。

また、申立人が居住する市が保管する申立人及び元夫に係る国民年金被保険者諸記録表、国民年金被保険者検認記録表及び国民年金被保険者索引カードによると、申立人及び元夫は、申立期間当時、集金人による集金対象者ではなく自主納付者であったことが確認でき、仕事場や自宅に集金人が来ていたとする主張は不自然である。

さらに、申立期間については、申立人の元夫も国民年金保険料は未納又は免除となっている。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年8月まで
一番目の子供が生まれた昭和37年10月より前に、A区役所の集金人に国民年金の加入を勧められ、加入手続をしてもらった。以後、B市に転居するまで、同じ集金人が毎月、自宅に保険料の集金に来てくれ、納付すると集金人が黄土色の国民年金手帳にオレンジの印紙のようなシールを貼ってくれたのを記憶している。

昭和38年ごろ転入したB市では、集金人が来なかったので、国民年金保険料を納付しなかったが、40年6月にC市へ転入後、2人目の子供が生まれた43年※月より前に、同市の窓口で3万円余りの国民年金保険料をさかのぼって一括して納付した。市役所の担当者から、A区で納付した期間と続いていると言われたことを憶えている。申立期間の保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する国民年金検認簿及び国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和47年7月14日に国民年金の被保険者資格取得届を提出し、43年8月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、36年1月に払い出された申立人の別の国民年金手帳記号番号によって、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が3万円余りの国民年金保険料を納付したとする昭和43年ごろは特例納付が実施されていた時期ではない上、特殊台帳によると、申立人は、47年8月1日に申立人の43年8月から45年3月までの保険料を特例納

付及び 45 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人は一括して納付したとする時期を誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間当時、居住していた区において、黄土色の国民年金手帳にオレンジ色の印紙のようなシールを貼ってもらったと主張しているところ、当時一般的に使用されていた国民年金手帳の色は海老茶色であるとともに、国民年金印紙の色は緑色であることが確認でき、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 18 日から 37 年 2 月 1 日まで
② 昭和 44 年 5 月 1 日から 45 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 2 月 9 日から 47 年 12 月 1 日まで

申立期間①においてはA事業所に、申立期間②においてはB事業所に、申立期間③においてはC事業所に勤務していた。

いずれの事業所についても給与明細書等はないが、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がA事業所に勤務していたことは、同事業所に勤務していた元従業員の証言から推認できるが、社会保険事務所の記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 38 年 3 月 1 日であることが確認できる上、同事業所の元従業員は、「会社が社会保険に加入したのは、昭和 38 年からで、それ以前は給与から社会保険料を控除されていなかった。」と述べており、申立人が同期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②については、B事業所は、「当社の社会保険の加入記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。当社では、外交セールスマンについては申立期間当時から現在に至るまで、給与は歩合制であり、社会保険には加入させていない。」と証言している上、申立人も同事業所において訪問販売を行っていたと述べていることから、同事業所は、申立人について厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

3 申立期間③については、雇用保険の加入記録から、申立人が昭和 46 年 7 月 10 日から 48 年 1 月 29 日までC事業所に勤務していたことが確認できる

が、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、47年12月に新たに厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されており、同事業所が申立人の被保険者資格の取得日である同年12月1日以前に被保険者資格の取得手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、C事業所に勤務していた元従業員のうち、聴取できた複数の者の入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日とが異なっている状況が見受けられることから、厚生年金保険の加入については従業員の意思に委ねられていた可能性もうかがわれる。

さらに、C事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料が無い上、事業主も死亡していることから、申立てに係る事実を確認することができない。

- 4 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 47 年 8 月 30 日まで

申立期間において、A事業所に勤務していたので、この期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が運転手としてA事業所に勤務していたことは、申立期間当時、同事業所に勤務していた従業員の証言から推認できる。

しかしながら、申立人は、「A事業所が移転した後、何年かしてから入社した。また、一緒に勤務していた同僚が入社して、何か月かした後の10月ころに入社した。」と供述しているところ、A事業所が移転した時期は昭和45年4月ころであることが複数の従業員の証言から推認できる上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が一緒に勤務していたと主張する同僚は46年3月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該同僚も、「入社後すぐに厚生年金保険に加入してもらった。」と述べていることを踏まえると、申立人は同年10月ころに同事業所に入社したものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間当時、農業をしながら勤務しており、農繁期には休みをもらっていた。」と述べているところ、申立期間当時のA事業所の従業員は、「配達をしていた者の中には、農業を営みながら勤務していた者もあり、アルバイトだったのではないか。」と証言しており、申立期間後に同事業所において社会保険事務を担当していた者は、「アルバイトやパート以外は全員社会保険に加入させていた。」と述べている上、申立人の同事業所に係る雇

用保険の加入記録が無いことを考え併せると、同事業所では、申立人を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、A事業所は、既に適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の社会保険事務担当者も既に死亡しているため、申立ての事実を確認できる関連資料が無く、証言を得ることができない上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に申立人の記録が無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月から37年5月1日まで
昭和34年夏にA事業所に入社したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が37年5月1日となっている。
昭和45年10月には、十か年勤続賞の表彰を受けており、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、申立人から提出された十か年勤続表彰状及び同僚の証言から確認できる。

しかしながら、申立人のA事業所における雇用保険の加入日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者記号番号は、昭和37年6月5日に、同年5月1日を資格取得年月日として払い出されているところ、当該記号番号は、同年7月16日付けで申立人が同事業所で勤務する以前の事業所で払い出された被保険者記号番号に統合処理が行われたことが確認でき、同事業所は、このころに申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得手続を行ったものと推認される。

また、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 410

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
昭和 36 年 9 月ころから A 事業所で勤務していた。

昭和 37 年 2 月及び同年 3 月の給与から保険料を控除されていたという記憶があり、当時の事業主に保険料控除に関する証明書を作成してもらったので、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を同年 4 月 1 日とし、加入月数を 1 か月から 2 か月に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 事業所の元事業主による厚生年金保険料控除に関する証明書について、元事業主は、申立人の意向に沿った形で記載したものであり、具体的資料による裏付けを有しているものではないとしている。

また、A 事業所から提出された労働者名簿（写）によると、申立人は、昭和 37 年 3 月 30 日退職となっている上、退職日に関する申立人の記憶は曖昧であり、同僚 3 人から聴取しても、申立期間において申立人が勤務していたことをうかがわせる具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月11日から同年9月1日まで
昭和28年4月1日にA事業所B支店で採用となり、その後、C支店に配属となり、35年3月7日に退職するまで継続して勤務した。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において勤務していたとするA事業所C支店は、申立期間当時はD支店のC出張所であり、申立人が申立期間において同出張所で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C出張所に勤務していた同僚の証言によると、申立期間当時の同出張所には、D支店で採用となりC出張所に勤務していた者、同出張所に採用された者及び申立人のようにB支店に採用後、C出張所に直接配属された者が勤務していたものと推認される所、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管するD支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同支店に採用された者については、申立期間当時、同支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているものの、申立人を含めたそれ以外の者については、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するB支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間に申立人の氏名の記載は無い。

さらに、C出張所がC支店として新規適用事業所となった昭和28年9月1日時点において、申立人を含め7人が同支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、このうち、申立人と一緒にB支店からC出張所に直接配属された同僚1人及びその他の同僚2人については、いずれもC支店が新規適用事業所となる以前からC出張所に勤務していることが確認でき、申立期間

当時の同出張所における従業員の構成やそれぞれの厚生年金保険の加入記録を考え併せると、申立人は申立期間当時、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 8 月 1 日まで
② 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 8 月 1 日まで

A事業所に勤務していた当時の賃金支払（支給）明細書によると、標準報酬月額は、申立期間①については15万円、申立期間②については20万円となるが、算定基礎届において支払基礎日数20日未満の月を含み計算されたことにより、社会保険庁の記録では、申立期間①は14万2,000円、申立期間②は19万円とされており、本来の標準報酬月額より低い額となっている。
正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準報酬月額は、給与の支払基礎日数が20日以上月の報酬月額により算定されるべきところ、申立人から提出されたA事業所の賃金支払（支給）明細書に記載されている勤務日数から、申立期間①及び②において、支払基礎日数が20日未満であった月を含み算定されていることが確認できる上、申立期間当時の同事業所の事務担当者も、「誤って、勤務日数が20日未満の月を含めて算定基礎届を作成し、社会保険事務所に提出した。」と証言している。

また、当該賃金支払（支給）明細書を基に申立期間に係る給与支給額に見合う標準報酬月額を試算したところ、昭和62年6月のみ社会保険事務所が保管する標準報酬月額に係る記録と同額であり、他の月はそれを上回る金額であることが確認できる。

しかしながら、賃金支払（支給）明細書に記載されている保険料控除額を基に算定して得られる標準報酬月額は、社会保険事務所の記録上の標準報酬

月額と一致していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間において、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、厚生年金保険法第 75 条において、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされていることから、本件については、標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで
昭和 41 年 3 月 3 日から 54 年 11 月 1 日まで、A 事業所（現在は、B 事業所）で勤務していた。

途中で退職した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 事業所に継続して勤務していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 44 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年同月 31 日に健康保険被保険者証を返納し、その後、同事業所において、45 年 1 月 1 日に同資格を再取得した記録が確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 43 年 12 月 15 日に B 事業所における被保険者資格を喪失し、同事業所において、45 年 1 月 1 日に同資格を再取得していることが確認できる。

さらに、B 事業所から提出された申立人に係る退職金計算書及び当該退職金に係る申立人の領収書から、昭和 45 年 1 月 1 日から 54 年 10 月 31 日までを在籍期間とする退職金について、申立人は、同年 11 月 26 日に受領していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月10日から23年7月10日まで
昭和21年4月1日から23年7月10日までの期間、A市B町にあったC事業所D支店のE部に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間が21年4月1日から同年7月10日までになっているのはおかしい。

給与明細書等はないが、C事業所D支店に勤務していた期間は厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するC事業所D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和21年4月1日から同年7月10日までの被保険者資格記録が確認できるものの、申立期間においては見当たらない。

また、上記名簿から、申立人と同じ昭和21年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる63人のうち、連絡が可能な5人及び申立期間当時、C事業所D支店において厚生年金保険に加入していた13人の計18人から聴取したところ、このうち17人は、申立人が勤務していたA市B町の店舗とは別の同市F町にあった同事業所のG部に勤務していたとし、また、残る1人は、申立人と同じ同市B町の店舗に勤務していたとするが、18人全員が申立人についての記憶が無いとしており、申立人が申立期間に同事業所に勤務していた事実を確認することができない。

さらに、C事業所D支店は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、C事業所本店の事務担当者は、「申立期間当時の資料が無く、申立てどおりの届出を行ったか、厚生年金保険料を控除したかは不明である。」と

回答しており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から40年10月1日まで

昭和38年4月ころにA事業所に就職し、当初は同事業所で各公共施設への郵便発送のための宛名書き、荷造り等の仕事だったが、途中からはB施設内の売店で仕事をした。同事業所には約2年半勤務した。

なお、A事業所での勤務時間は、昭和29年7月から勤務した同事業所での勤務時間と全く同じであったと記憶している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間当時、A事業所（現在は、C事業所）に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C事業所は、「申立期間当時の資料が無く、申立てどおりの届出を行ったか、厚生年金保険料を控除したかは不明であり、当事業所が保管する職員記録にも申立人の記録は無い。」と説明しており、申立期間当時の事務担当者は、「当社には正職員のほかに臨時職員がおり、臨時職員の中には厚生年金保険には加入せず、雇用保険だけ加入していた者もいた。」と証言している。

また、申立人は、申立期間当時一緒に勤務していた同僚について記憶していないことから同僚の証言を得ることができず、申立期間当時、申立人が厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。